

大学への通学可能

自宅待機＝大学への通学NG

* 欠席扱いとならないよう配慮します*

警戒

緊急事態宣言対象地域などの感染拡大地域に行った場合

宮城県に戻った後
2週間

体調管理により一層の注意を払う
●健康チェック
●体温測定
●人との濃厚接触の回避
●不要不急の外出自粛

参考) 文部科学省「[学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル～学校の新しい生活様式](#)」
(2021.4.28 ver.6)

自宅待機中に風邪症状や味覚障害等を感じた場合は、医療機関等に相談してください

自宅待機 1 (旧：警戒 2)

- ①保健所から検査対象者として特定された人と濃厚接触した(疑いがある)場合
- ②新型コロナウイルス感染症が疑われる人(医師の判断によりPCR検査を受検することとなった人 又は 疑わしい症状がある人)と濃厚接触した(疑いがある)場合
- ③2週間以内に海外に渡航した場合

自宅待機 2 (旧：警戒 3)

- ①保健所から濃厚接触者と特定された人と濃厚接触した(疑いがある)場合
- ②保健所から同居家族が濃厚接触者と特定された場合

「行動記録シート」を作成

自宅待機

大学へメール連絡する

【①コロナウイルス相談窓口】 corona_soudan@myu.ac.jp

①所属、②学籍番号・氏名、③自宅待機期間(予定)、④該当するフロー番号(警戒2又は3)と詳細、⑤濃厚接触者等のPCR(または抗原)検査日・検査結果の通知日時(予定)、⑥あなた自身についての行動規制(保健所等から指示があれば)、⑦「警戒3」の場合のみ：あなた自身の行動記録シートを添付提出

【②履修科目の担当教員宛】

上記①～③ + ④「自宅待機」となったことに加え、自宅待機期間中の講義資料や課題等について相談してください。

濃厚接触者等の検査不要 又は
検査結果「陰性」 → 通学再開

大学へメール連絡する

【①コロナウイルス相談窓口】

corona_soudan@myu.ac.jp

①所属、②学籍番号・氏名、③通学再開日、④PCR検査結果(受検した場合)、⑤保健所からの指示事項(ある場合)、⑥出席停止1～3フローに該当する場合のみ：経過記録(及び3の場合は罹患届)を添付提出

【②担当教員宛】上記①～③ + ④自宅待機(出席停止)期間の終了について報告してください。

濃厚接触者等の「陽性」が判明
→ 保健所の指示に従う。

あなた自身
に対する
行動規制が
無い場合：
→ 通学再開

あなたが
「濃厚接触者(又は検査対象者)」
として保健所から
特定された場合：
→ 出席停止2の
フローへ

「COVID-19に係る経過記録」を作成

学校保健安全法第19条の規程に基づく

出席停止＝大学への通学NG

* 欠席扱いとならないよう配慮します*

出席停止 1

発熱等の風邪症状がある場合

かかりつけ医がいる、
もしくは近くに医療
機関がある

医療機関に電話連絡
のうえ受診について
相談

かかりつけ医がいない、
相談先が分からない

受診・相談センター
(コールセンター)に相
談する
☎ 022-398-9211

出席停止 2

濃厚接触者となった(または疑いが強い)場合

- ①感染者と同居している
- ②感染者が発病した
2日前以降に濃厚接触した
- ③COCOAアプリから
感染者との接触について
通知が届いた

保健所から
濃厚接触者(又は
検査対象者)とし
て特定された

出席停止 3

感染者となった場合

保健所の指示に従い
療養する

受診・相談

PCR(または抗原)
検査を受検せず

PCR(または抗原)検査を受検する(した)

「行動記録シート」を作成

「行動記録シート」を作成

大学へメール連絡する

【①コロナウイルス相談窓口】 corona_soudan@myu.ac.jp

①所属、②学籍番号・氏名、③該当するフロー番号と詳細、④欠席(出席停止)期間(予定)、⑤受診結果：医師や保健所等の指示内容等(自宅待機期間等)、⑥PCR(または抗原)検査を受検する(した)場合：検査日・検査結果の通知日時(予定)、⑦該当する場合のみ：あなた自身の行動記録シートを添付提出

【②履修科目の担当教員宛】上記①～④ + ⑤「出席停止」となったことに加え、出席停止期間中の講義資料や課題等について相談してください。

検査不要 又は 検査結果「陰性」：
体調が回復し、医師から通学再開の許可が出たら通学再開。濃厚接触者(又は検査対象者)の場合は、保健所の指示に従う。

「陽性」が判明：保健所の指示に従う
→ 出席停止3のフローへ

療養終了 → 通学再開

「学校感染症罹患届」を作成

濃厚接触者と判定される基準(目安)

(厚生労働省基準)

同居している 又は 手で触れることのできる距離(目安として1m)で、必要な感染予防策なしで、15分以上の接触があった場合

【新型コロナウイルス感染症；フローで「自宅待機」又は「出席停止」となるケースの例】

自身の状況に当てはまるケースを下記より確認してください。

対応に迷った場合は、通学する前に新型コロナウイルス相談窓口 corona_soudan@myu.ac.jp に相談してください。

課題等により、欠席扱いとはならないよう配慮いたしますので、無理に通学することは決してしないでください。

フロー		ケース例
自宅待機	1 (旧；警戒2)	・同居する母が、保健所から検査対象者として特定された。（①のケース） ・アルバイト先のお店で感染者が発生し、保健所による濃厚接触者等の調査中である。（①のケース） ・風邪症状で医療機関を受診しPCR検査を受けることになった友人と昼食を一緒にとった、一緒にドライブした。（②のケース） ・同居する弟に発熱・倦怠感など新型コロナウイルスが疑わしい症状がある。（②のケース）
	2 (旧；警戒3)	・保健所から濃厚接触者と特定された人と換気の悪い部屋で一緒に過ごした、昼食を一緒にとった。（①のケース） ・同居する父が、保健所から濃厚接触者と特定された。（②のケース）
出席停止	1	・発熱（37.5℃以上）、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）のいずれかがある。 ・風邪の症状（のどの痛み、鼻水・鼻づまり、咳・痰など）がある。 ・微熱が続く。
	2	・同居する父が感染者になった。
	3	・風邪症状で医療機関を受診しPCR検査で陽性になった。 ・症状は無いが保健所から濃厚接触者と特定され、PCR検査で陽性になった。